

会計事務所ビジネスセンター



他人事ではない相続トラブル
相続アドバイザー 和田清人

他人事ではない相続トラブル ケース どれだけ財産が多くても…

地主のお母様が亡くなり、一人っ子である相談者が財産の全てを相続しました。しかし、その内訳は、ほとんどが土地ばかりで約5億円、金融資産は限りなくゼロという有様でした。

ご存知のように相続税は、10ヶ月以内の現金一括納付が原則です。バブル崩壊後の日本において、いくら5億の土地があっても、そこから10ヶ月で2億円のキャッシュを作ることはできません。相談者は、やむなく延納の手続をお取りになりました。



2億円を延納すると、1日あたりの利子税は約3万円です。朝、目覚めると利息が3万円膨れ上がる…まるで借金を抱えたまま高級温泉旅館に長期滞在しているような毎日です。このままいくと、確実に相続税破産という状態でした。

ご依頼を受けた私たちは、まず土地を調査・測量し、いろいろな図面を作成しました。そこから相続税の評価減項目を洗い出し、税額そのものを下げることができました。次に、境界でモメていたお隣さんの所へ相談者と一緒にと地下座をしに行き、境界確認書に押印いただきました。これで、土地を売却できるようになり、そのお金を納税に充てました。そういう様々な手を打つことで、無事にお正月を迎えてもらうことができました。今では、7000万円かけて自宅を建替えられるほどに回復なさっています。

このケースの問題点は、まったく相続対策がなされていなかったという一言に尽きます。たとえば、納税資金が無いのがわかっていたのだから、物納あるいは売却用に土地の境界確定を済ませておくことはできたと思います。また、間違いなく最高税率だったのだから、養子縁組をして法定相続人の数を増やしておくこともできたと思います。

5億円もの財産を相続しながら、借金を抱えたのと同じように破産の危機に直面する。これが相続税の怖い所です。

どれだけ財産が多くても、相続対策を間違えると借金と同じ。皆様のお客様を、相続税から救ってあげてください。